

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を平成30年4月20日午前9時00分琴平町役場3階大会議室に召集する。

出席委員		欠席委員	
3 宮崎 知純	11 山本 重憲	1 都村 尚志	
5 山田 悟	12 宮脇 久雄	6 神餘 哲夫	
2 久保 保			
4 西島 好弘			
7 牛田 正夫			
8 森本 初美			
9 松浦 修			
10 大森 薫之			

農業委員会事務局出席者 事務局長 友枝 一郎
書記 大西 洋二

<議事日程>

議案第1号 農地法第3条許可申請について
報告第2号 農地法第3条申請取下報告
議案第3号 農地法第5条許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による
農用地利用集積計画の決定について
報告第5号 使用貸借終了農地返還通知について
その他

会長 挨拶

会長 それでは議事にはいります。本日の会議録署名委員は10番の大森委員と、11番の山本委員です。
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 議案第1号 農地法3条許可申請について 事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

お手元の議案書1ページをご覧ください。

番号1について、譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。

この案件は、譲渡人が転勤で海外に行くため農作業ができないということで経営規模の拡大をする譲受人に所有権移転売買を行うものです。下限面積要件を満たし、公図、登記事項証明等添付書類も揃っていますし、また、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第1号について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

山本委員 譲受人は、まんのう町の祓川橋南に住んでおり職業は会社役員でございます。年齢は63歳になります。距離が約6キロ程で車で8分程度かかります。家族は、妻、妻の両親で、年間農作業日数が本人、妻が100日、また父、母がそれぞれ200日です。機械は、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラックをそれぞれ1台ずつ所有しています。まんのう町からの精農審査表によりますと60aぐらいの自作地経営です。譲渡人は、丸亀市中府にお住まいで、父が亡くなった後は母親だけが下櫛に住んでいます。現在農地は、善通寺の農事組合法人が管理しています。この法人とは、使用貸借終了農地返還の手続きをし、今回の申請に至っています。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 ご質問、ご意見はございませんか。
譲受人が本当に耕作できるのか疑問があります。

大森委員 農地法の3条は、自らが耕作することが条件です。本当に耕作するのか疑義があります。所有権移転だけに、自ら耕作することの再確認が必要だと思います。まんのう町では何を栽培されていますか。

山本委員 精農審査表によりますと水稻となっています。

事務局 1098番地と1103番地は、県道原琴線から東に入ったところでまわりは農地なので転用は難しいと考えています。
799番地、798・800番地につきましても農振除外が2辺の異種目を満たしませんし、開発等の事業も接道が3mなので難しいと思います。
以前近隣の方から5条申請の相談がありましたが、難しいことをお伝

えています。

会長 地元の行事、例えば水路清掃などもありますので、地元の行事に参加し、耕作を自らがする確約書を提出してもらって委員会としては許可したいと思いますがいかがでしょうか。地元とトラブルになっても困りますし。

事務局 4部複写の提出時期ですが、まんのう町や善通寺市に今後確認は必要と考えています。

会長 議案第1号 確約書を提出してもらったうえで決定としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

会長 それでは、議案第1号 農地法第3条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第1号 原案のとおり決定することにいたします。

会長 報告第2号 農地法第3条申請取下報告について事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条申請取下報告についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書2ページをご覧下さい。
番号1について、譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。

譲受人が今後耕作するのが困難ということで、譲渡人に渡す予定でしたが譲渡人が仕事の都合で規模拡大できなくなり取下げるものです。

会長 議案第3号 農地法第5条許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書3ページをご覧下さい。
番号1について、申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

譲渡人、譲受人は親子関係にあります。

779-8, 11については昭和の時代から納屋、779-10, 14については無断転用の進入路、779-15については昭和から平成にかけて車庫となったものです。779-13を新家の住宅とするものですが無断転用の解消も含んでいます。場所については、神事場から東へ行き庚申堂の踏切のそばです。古くからの部分もありますので地籍調査での修正も考えましたが、新築ということで同意書、始末書、公図、登記事項証明等添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第3号 番号1について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

大森委員 土地利用計画図をご覧下さい。進入路より西側が無断転用となります。納屋については80年前、進入路については25年前、車庫については20年前ということで、譲渡人の祖父や父の代のものでございます。新築部分につきましては田でございます。無断転用の解消と合わせ申請するものでございます。始末書等も添付されていますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第3号 番号1について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第3号 番号1について、決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第3号 番号1 農地法第5条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第3号 番号1は原案のとおり決定することにいたします。

会長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について 事務局より説明申し上げます。

事務局 お手元の議案書4ページ、5ページをご覧下さい。

農用地利用集積計画総括表 整理番号1から7について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々

に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

平成30年4月28日公告予定分の農用地利用集積計画について、ご審議たまわりますよう、よろしくお願いいたします。

会長 議案第4号についてご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第4号について、決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 報告第5号 使用貸借終了農地返還通知について 事務局より説明をお願いします。

事務局 議案の第1号に関連する使用貸借終了農地返還通知でございます。賃貸人、賃借人、申請地について読み上げて説明。

事務局 その他ですが、5月からクールビズになります。4月の人事異動について、報告。

会長 次回は、5月21日（月）午前9時00分琴平町総合センター2階大ホールにてお願いいたします。

会長 以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。